○香川県警察職員の特殊勤務手当の取扱いに関する訓令

平成 18 年３月 29 日

警察本部訓令第 14 号

改正　平成 19 年３月 30 日本部訓令第 13 号、平成 21 年３月 11 日本部訓令第４号、平成 22 年 3 月 30 日本部訓令第 13 号、平成 22 年９月１日本部訓令第 19 号、平成 23 年 10 月 11 日本部訓令第８号、平成 24 年３月 29 日本部訓令第５号、平成 24 年７月 17 日本部訓令第９号、平成 26 年 12 月 24 日本部訓令第 23 号、平成 28 年５月 24 日本部訓令第９号、平成 28 年８月 17 日本部訓令第 14 号、平成 29 年４月 20 日本部訓令第８号、平成 29 年 12 月 22 日本部訓令第 12 号、平成 31 年４月 22 日本部訓令第 11 号、令和元年６月 13 日本部訓令第４号、令和２年７月 28 日本部訓令第 14 号、令和３年４月１日本部訓令第 11 号、令和３年８月 25 日本部訓令第 14 号、令和３年８月 25 日本部訓令第 16 号、令和４年３月 22 日本部訓令第４号、令和５年３月２日本部訓令第７号、令和５年７月 13 日本部訓令第 18 号、令和５年 12 月 22 日本部訓令第 23 号、令和６年７月 17 日本部訓令第 15 号、令和７年３月 25 日本部訓令第５号

警察職員の特殊勤務手当に関する訓令（平成 12 年香川県警察本部訓令第 10 号）の全部を改正する。

香川県警察職員の特殊勤務手当の取扱いに関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第56号。以下「条例」という。）第２条第１項各号に掲げる香川県警察職員の特殊勤務手当及び条例附則第４項の規定により支給する特殊勤務手当（以下「附則第４項手当」という。）（以下これらを「手当」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（受給者の範囲）

第２条　手当の支給を受けられる職員の範囲は、警部以下の階級にある警察官をもって充てられる職（次長を除く。）及びこれらに相当する事務職員（職員の給与に関する条例（昭和 26 年香川県条例第５号）第３条第１項第１号の行政職給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）、研究職員（同項第３号の研究職給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）又は保健師（同項第４号ウの医療職給料表(三)の適用を受ける保健師をいう。以下同じ。）をもって充てられる職にある職員並びに技能職員（職員の給与に関する条例第 16 条の３に規定する職員をいう。以下同じ。）とする。ただし、次に掲げる手当については、この限りでない。

（１）　条例別表１の項２に係る犯罪捜査手当

（２）　警衛警護警備手当

（３） 死体取扱手当

（４） 災害警備等手当

（５） 航空手当

（６） 附則第４項手当

（犯罪捜査手当）

第３条　条例別表１の項(１)に係る犯罪捜査手当は、警察本部、警察署等の警察施設以外の場所（以下この項において「現場」という。）において、犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の業務に従事する私服警察官（警察官の服制に関する規則（昭和 31 年国家公安委員会規則第４号）第８条の規定により私服を着用して勤務する警察官をいう。）並びにこれらの業務と密接な関連を有する電子計算機の解析、通訳等の業務に従事する事務職員、研究職員、保健師及び技能職員に支給する。ただし、次のいずれかに掲げる業務に従事したときは、現場において従事することを要しない。

（１） 犯罪の捜査のうち、取調べ又は通訳に係る業務に従事したとき。

（２） 正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて、午後９時から午前５時までの間に、本文に規定する業務に従事したとき（前号に掲げる業務を除く。）。

２　条例別表１の項(２)に係る犯罪捜査手当は、警察官が防弾装備を着装し、かつ、武器を携帯して業務に従事した場合に支給する。

３　条例別表１の項(２)イ中「銃器」には業務を行った時点で警察官が銃器と認めた物を、「銃器を使用した犯人」には銃器を放置して逃走している犯人を含むものとする。

４　条例別表１の項(２)ウに規定する固定配置による警戒の業務とは、犯人が所持する銃器の有効射程内にあり、かつ、犯人から見通すことのできる場所において行う業務（犯罪現場の周辺において行われる交通規制、住民の避難誘導及び広報活動を除く。）をいう。

５　条例別表１の項(２)オの暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

６　条例別表１の項(２)カの暴力団等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

（１） 暴力団（前項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２） 暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３） 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、

武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）

（４）　暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

（５）　総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（６）　社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（７）　特殊知能暴力集団等（（１）から（６）に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

７　条例別表１の項（２）カの危害を受けるおそれがある者とは、次のいずれかに該当する者であって、警視総監又は道府県警察本部長が保護対象者として指定したものをいう。

（１）　暴力団等による犯罪の被害者その他の関係者

（２）　暴力団排除活動関係者

（３）　暴力団等との取引、交際その他の関係の遮断を図る企業等の関係者

（４）　暴力団から離脱した者又はその意志を有する者

（５）　国家公安員会の委員長又は委員、都道府県公安委員会の委員長又は委員、審査専門委員等の暴力団対策法運用関係者

（６）　その他暴力団等から危害を受けるおそれのある者で保護を必要とするもの

８　条例別表１の項（２）カの警戒の業務とは、身辺警戒員を配置又は警戒員を固定配置して行うものをいう。

（犯罪鑑識手当）

第３条の２　条例別表３の項アの現場とは、犯罪現場及びこれに関連する場所をいう。

２　条例別表３の項イに係る犯罪鑑識手当は、電子情報処理機器の端末を操作して行うデータの検索、抽出及び入力以外の業務に従事した場合に支給する。

（警衛警護警備手当）

第４条　条例別表２の項（１）アの著しく困難な業務とは、天皇、皇后、上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃又は悠仁親王の身辺警衛及び警護対象者の身辺警護をいう。

（死体取扱手当）

第５条　条例別表４の項（１）に規定する検視又は死体解剖の立会いに専従する者とは、香川県警察本部刑事部捜査第一課管理官（検視官）及び捜査第一課課長補佐（検視官）の職にある者をいう。

２　条例別表４の項（２）アの心身に著しく負担を与える業務とは、次に掲げる業務をいう。

（１）　表皮が容易にはがれ、高度に腐敗し、ミイラ化若しくは屍（し）ろう化し、又はほぼ白骨化した状態にある死体を取り扱う業務

（２）　轢断（れき）死体、離断死体、脳又は臓器の露出死体、焼死体その他外見上多数の損傷又は著しい出血を伴う死体を取り扱う業務

（交通捜査等手当）

第６条　条例別表５の項の道路交通関係法令とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）等道路における交通の安全と円滑化を目的とする法令をいう。

２　条例別表５の項（１）の特に重要なものとは、飲酒運転、無免許運転、速度違反及び信号無視をいう。

３　条例別表５の項（１）に規定する交通捜査とは、道路上における次に掲げる業務をいう。

（１）　人身事故捜査、物件事故に係る実況見分等の交通事故事件捜査

（２）　暴走族に係る犯罪の捜査のための検問、逃走車両の追跡、車両の停止指示等の業務

（３）　前項に規定する違反の検挙を目的とした検問及びこれに伴う車両の停止指示

４　条例別表５の項（１）に掲げる夜間とは、日没時から日出時までの時間をいう。

５　条例別表５の項（３）に規定する警察官とは、香川県警察本部交通部の交通指導課、交通機動隊若しくは高速道路交通警察隊又は警察署の交通課に配置された警察官をいう。

６　条例別表５の項（３）アの自動二輪車とは、交通取締用の大型自動二輪車をいう。

（爆発物等取扱手当）

第７条　条例別表６の項（１）に規定する爆発物等の処理の業務とは、次に掲げる業務をいう。

（１）　爆発物等の認定及び種類の識別

（２）　爆発物等の周囲に砂袋、タイヤ等を積み上げる等危険防止のための遮へい

（３）　爆発物等の冷却作業

（４） 爆発物等の処理筒への収納及び搬送業務

（５） 爆発物等の解体

（６） 爆発物等の爆破のための特に危険な業務

（災害警備等手当）

第８条　条例別表７の項の重大な災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は次に掲げる事故により多数の死傷者が発生し、又は県民生活に重大な影響を及ぼす災害をいう。

（１） 船舶の衝突、転覆、火災及び爆発並びに船舶からの危険物流出の事故

（２） 旅客機墜落及び人家密集地への航空機墜落の事故

（３） 列車の衝突及び転覆の事故

（４） 道路の陥没、トンネルの崩落等道路又は構造物の事故

（５） ガス、火薬類等の爆発及び危険物、高圧ガス、毒劇物等の漏流出の事故

（６） 放射性物質の放出事故

（７） 多数人の現在する建物又は広範囲にわたる林野の火災

２　条例別表７の項に規定する災害警備は、警備実施要則（昭和 38 年国家公安委員会規則第３号）第 40 条の災害情報の収集、災害警報の伝達、避難、広報、救護、交通規制、犯罪の予防その他の所要の措置をいう。

３　条例別表７の項アのこれに準ずる危険な区域とは、次に掲げる区域をいう。

（１） 内閣府に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 24 条第１項の規定により非常災害対策本部が設置され、又は同法第 28 条の２第１項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合の所管区域の一部

（２） 災害対策基本法第 63 条第２項（大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 26 条第１項において準用する場合を含む。）の規定により警察官が設定した警戒区域

（３） 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第４条第１項の規定により警察官が避難等の措置をとることを命じ、又は自らその措置をとった場合における当該措置の対象となった区域

（４） 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 21 条第１項の規定により設定された警戒区域

４　条例別表７の項イの人命救助とは、次に掲げる人命救助をいう。

（１） 重大な災害（人的被害を発生させたものに限る。）の原因となった脅威が救助現場

において継続し、若しくは生起する可能性が大きいと判断され、又は当該脅威が生起した場合には救助に従事する者の生死にかかわると認められる状況において行う人命救助

（２） 緊急性を要することにより、十分な安全を確保できない状況において行う人命救助

５　条例別表７の項アからウまでの大規模な災害は、人事院規則９―30（特殊勤務手当）第19条第２項の規定により人事院が大規模な災害と定めた災害とする。

６　条例別表７の項ウ及びエに掲げる夜間とは、日没時から日出時までの時間をいう。

（東日本大震災に係る災害警備等手当）

第９条　条例附則第２項の表１の項（１）の原子炉建屋とは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所１号機から４号機までの原子炉建屋をいう。

２　条例附則第２項の表１の項（２）の災害対策の拠点となる施設とは、免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設をいう。

（夜間特殊業務手当）

第10条　条例別表８の項（１）アに掲げる勤務時間が深夜の全部を含む場合とは、その勤務１回につき深夜における勤務時間が５時間を超える場合をいう。

２　条例別表８の項（２）に係る夜間特殊業務手当は、異なる事案の業務を行うため複数の呼出しを受けた場合は、１回の支給額に当該呼出しの回数を乗じて得た額を支給する。

（警ら手当）

第11条　条例別表９の項（１）に係る警ら手当は、次に掲げる者に支給する。

（１） 香川県地域警察運営規程（平成12年香川県警察本部告示第17号）第６条第１項第１号から第５号まで、第７号及び第10号に定める警らの業務に従事する地域警察官

（２） 第13条第３項第２号に規定する領海又は接続水域内及び当該接続水域の周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒等の業務に従事する者（同項各号に掲げる者を除く。）

２　条例別表９の項（２）に規定する警察官とは、香川県警察地域警察運営規程第６条第１項第８号及び第９号に掲げる勤務種別による勤務を行う地域警察官をいう。

（航空手当）

第12条　条例別表10の項（３）の犯罪の捜査等とは、警察法（昭和29年法律第162号）第２条第１項の警察の責務を達成するための活動の全般をいう。

２　条例別表10の項（３）アに規定する特殊条件下の業務とは、次に掲げる業務をいう。

（１） 100 キロメートル以上にわたる海上捜索の業務

（２） 日没時から日出時までの間に飛行して行う業務

（３） 高度 3,000 メートル以上の高空を 30 分以上飛行して行う業務

（４） 高度 150 メートル以下の低空を飛行して行う業務

（５） 風速 15 メートル以上又は視程５キロメートル未満の状況下で飛行して行う業務

（６） 試験飛行の業務

３　条例別表 10 の項(３)に掲げる飛行中の航空機から降下した場合には、訓練で降下した場合を含み、当該手当は、同項３に係る他の航空手当とは別に支給する。

４　条例別表 10 の項(３)アからウまでに係る航空手当を支給する場合における時間の計算は、次に掲げる基準により行うものとする。

（１） 航空交通管制の行われている飛行場にあっては機長が航空管制官に離陸の発信をした時刻から着陸終了を通報した時刻まで、その他の発着場にあっては航空機が離陸等の目的で発進した時刻から着陸等をして停止した時刻までを搭乗時間とすること。

（２） １人の搭乗時間の限度を月 80 時間かつ年 480 時間とすること。

（３） 業務ごとに１分単位で計算すること。

５　条例別表10の項(１)及び(２)に係る航空手当の支給を受ける者が、１の月において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年香川県条例第９号）第３条第１項に規定する週休日及び同条例第10条に規定する休日を除き、６日以上勤務しなかった場合は、当該月額による手当の額から、その月において勤務しなかった日に割り振られていた勤務時間数を合計した時間数（１時間未満の端数は、１時間とする。）に時間当たり手当相当額（当該月額による手当の額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。）をいう。）を乗じて得た額を減額して支給する。この場合において、勤務しなかった日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の２第１項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間を含む日があるときは、職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）第３条第１項の規定により減額される当該日に係る特殊勤務手当の額に相当する額を加算するものとする。

（海上取締等手当）

第13条　条例別表11の項(１)の警察用船舶に乗り組み、取締り等の業務に従事する者とは、

香川県地域警察運営規程第６条第１項第 11 号及び第 12 号に掲げる勤務種別による勤務を行う職員をいう。

２　条例別表 11 の項（１）の取締り等は、前条第１項の規定を準用する。

３　条例別表 11 の項（２）の遠隔地の離島の周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う水上警戒の業務に従事する者とは、次に掲げるものをいう。

（１）　海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示（平成 24 年警察庁、海上保安庁告示第１号。次号において「平成 24 年離島告示」という。）18 の項に掲げる区域内に存する離島の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和 52 年法律第 30 号）に定める基線をいう。同号において同じ。）に基づき設定された領海内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国政府が所有し又は運航する船舶（同号において「外国公船」という。）の間近に接近して進路規制・警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒等の業務に従事する者（同号に掲げる者を除く。）

（２）　平成 24 年離島告示 18 の項に掲げる区域内に存する離島の基線に基づき設定された領海又は接続水域内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国公船が日本船舶に対してだ捕等を行うことを防止するため、当該公船等の間近に接近して進路規制・警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒等の業務に従事する者

４　条例別表 11 の項（２）に掲げる夜間とは、日没時から日出時までの時間をいう。

（潜水手当）

第 14 条　条例別表 12 の項の潜水器具とは、ヘルメット式潜水器、スキューバ式潜水器その他の潜水器具で空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けるものをいう。

２　条例別表 12 の項アの著しく困難な状況とは、次に掲げる状況とする。

（１）　20 メートルを超える潜水深度、水温が 10 度以下等により心身に著しい負担を与える状況

（２）　共に潜水の業務に従事する者の行動が確認できない程度の透明度により業務に著しい支障を生じる状況

（３）　潜水の業務に従事する者が水面に容易に浮上できない閉所、多数の障害物が存在する水域その他地形等の条件により業務に著しい支障を生じる状況

３　潜水手当を支給する場合における時間の計算は、次に掲げる基準により行うものとする。

（１）　潜水器具を着用して潜降を開始した時刻から浮上して潜水器具を取り外した時刻ま

でを１回の潜水時間とすること。

（２） 10 分単位で計算すること。

（看守護送手当）

第 15 条　条例別表 13 の項(２)に係る看守護送手当は、護送車両の運転のみに従事する２者には支給しない。

（実績簿）

第 16 条　所属長は、職員が特殊勤務に従事したときは、次に掲げる実績簿に所要事項を記入の上、これを保管しなければならない。ただし、当該実績簿が電磁的記録（電子的方法、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものとして香川県警察本部警務部警務課長が別に定めるものをいう。）で作成されている場合には、当該実績簿の記入又は保管に代えることができる。

（１） 別記様式第１号の超過勤務等実績簿

（２） 別記様式第２号の緊急呼出実績簿

（３） 別記様式第３号の航空手当実績簿

（手当の計算方法）

第 17 条　日額を単位とする手当は、暦日により計算するものとする。

２　次に掲げる手当の支給を受ける場合を除き、職員が同一の日において、２以上の異なる業務（同じ種類の手当であっても条例別表の受給者の範囲の欄及び支給額の欄に規定する業務が異なる場合を含む。）に従事したときは、主として従事した業務に係る手当のみを支給する。

（１） 死体取扱手当

（２） 爆発物等取扱手当

（３） 条例別表７の項イの人命救助に従事した場合の災害警備等手当又は条例附則第２項若しくは第３項に規定する災害警備等手当

（４） 夜間特殊業務手当

（５） 航空手当

（６） 条例別表 11 の項(２)に係る海上取締等手当

（７） 潜水手当

（８） 条例別表 13 の項(２)に係る看守護送手当

（９） 附則第４項手当

３　前項の規定にかかわらず、職員が同一の日において、条例附則第２項の表１の項（１）から（４）まで、同表２の項（１）若しくは（２）、同表３の項（１）若しくは（２）、条例附則第３項の表１の項（１）若しくは（２）又は同表２の項（１）若しくは（２）の業務のうち２以上の業務に従事した場合においては、当該２以上の業務に係る手当の額が同額のときにあっては当該手当のいずれか１の手当、当該２以上の業務に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか１の手当）以外の手当は支給しない。

４　条例附則第２項の表２の項（１）又は同表３の項（１）の業務に従事した時間には、前項の規定により支給されないこととなる手当に係る業務に従事した時間を含むものとする。

５　職員が同一の日において、条例附則第４項に規定する作業のうち緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合においては、当該手当の額が高いものを支給する。

（委任）

第 18 条　この訓令に定めるもののほか、手当の取扱いに関し必要な事項は、香川県警察本部警務部警務課長が定める。

附　則

この訓令は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則（平成 19 年３月 30 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年３月 11 日本部訓令第４号）

この訓令は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 30 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年９月１日本部訓令第 19 号）

この訓令は、平成 22 年９月１日から施行する。

附　則（平成 23 年 10 月 11 日本部訓令第８号）

この訓令は、平成 23 年 10 月 11 日から施行し、改正後の香川県警察職員の特殊勤務手当の取扱いに関する訓令の規定は、平成 23 年６月 17 日から適用する。

附　則（平成 24 年３月 29 日本部訓令第５号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年７月17日本部訓令第９号）

この訓令は、平成24年７月17日から施行する。

附　則（平成26年12月24日本部訓令第23号）

この訓令は、平成26年12月24日から施行する。

附　則（平成28年５月24日本部訓令第９号）

この訓令は、平成28年６月１日から施行する。

附　則（平成28年８月17日本部訓令第14号）

この訓令は、平成28年９月１日から施行する。

附　則（平成29年４月20日本部訓令第８号）

この訓令は、平成29年４月20日から施行し、改正後の第６条第５項の規定は、同月１日から適用する。

附　則（平成29年12月22日本部訓令第12号）

この訓令は、平成29年12月22日から施行する。

附　則（平成31年４月22日本部訓令第11号）

この訓令は、平成31年５月１日から施行する。

附　則（令和元年６月13日本部訓令第４号）

１　この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

２　改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和２年７月28日本部訓令第14号）

この訓令は、令和２年７月28日から施行し、改正後の香川県警察職員の特殊勤務手当の取扱いに関する訓令の規定は、同年２月１日から適用する。

附　則（令和３年４月１日本部訓令第11号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年８月25日本部訓令第14号）

この訓令は、令和３年８月25日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（令和３年８月25日本部訓令第16号）

１　この訓令は、令和３年９月１日から施行する。

２　改正前の別記様式第１号から別記様式第３号までによる用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（令和４年３月 22 日本部訓令第４号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２日本部訓令第７号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年７月 13 日本部訓令第 18 号）

この訓令は、令和５年７月 13 日から施行し、改正後の第 13 条第４項の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（令和５年 12 月 22 日本部訓令第 23 号）

この訓令は、令和５年 12 月 27 日から施行し、同年５月８日から適用する。

附　則（令和６年７月 17 日本部訓令第 15 号）

この訓令は、令和６年７月 17 日から施行し、改正後の第８条第４項から第６項まで及び第 17 条第２項第３号の規定は、同年１月１日から適用する。

附　則（令和７年３月 25 日本部訓令第５号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

（別記様式　省略）